

## 第11回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年11月22日(水) 午後2時から午後3時

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番 志村 喜光      2番 小林 良次      3番 山田 政文

4番 佐藤 總明      5番 蔦木 正彦      6番 天野 千明

7番 梶原 勝      8番 西村 恒男      9番 矢頭 恵造

10番 山崎 公江      11番 米山 義一      12番 小俣 民男

13番 和田 廣行      14番 佐藤 孝義

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請の件

議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件

議案第35号 非農地証明交付の件

日程第4 報告事項 転用確認証明交付に対する報告

5 農業委員会事務局職員

主幹 竹下 仁      事務補助 平山 正幸

6 会議の概要

事務局 皆様お揃いのおようですので、これから始めたいと思います。最初互礼を行いたいと思います。ご起立をお願い致します。礼。ご着席ください。

ただ今より、平成29年第11回農業委員会委員総会を開催致します。

会長あいさつ、志村会長お願いします。

会長 平成29年第11回大月市農業委員会総会を招集しましたところ、公私ともにお忙しい中をご出席頂きまして、誠にご苦労様でございます。重ねて先日、甲斐テラスで行われました山梨県農政推進大会、これにも参加頂きまして誠にご苦労様でした。

11月の下旬に入りまして、ここ何日か寒い日が続いておりますが、野山の紅葉は益々色を深めて、冬を迎える準備をしているのかなと、こうい

う状態になっております。

私どもの大月市農業委員会も新体制になりまして、これで総会も4回目という運びになります。本日は、推進委員の方々にもオブザーバーとして総会に参加して頂きました。大変ご苦労様でございます。

利用状況調査の方も大分進みまして、次なる段階に入っておりますので、またひとつ御厄介になると思いますが、よろしくお願い致します。総会の終了後には先日の調査の反省を含めて、研修会等あるようでございますので、ひとつ皆さんよろしくお願い致します。

本日の案件は、3条が4件と5条3件、非農地証明1件ということでございますが、皆様のご協力を頂きながらスムーズに総会が進行致しますようよろしくお願い致します。

事務局 開会宣告、会長お願い致します。

会長 本日は、全員の出席です。これは農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 議長選出ですが、大月市農業委員会会議規則第3条に基づき、議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い、議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。

総会を開始するにあたり、皆様をお願い申し上げます。会議中の発言は、全て挙手の上、指名を受けてからお願い致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

#### 日程第1 議事録署名委員の指名

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、10番山崎公江委員、11番米山義一委員を指名致します。

#### 日程第2 会期の決定

議長 日程第2、会期の決定を致します。本総会の会期は一日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【異議なしの声】

異議なしの声がありますので、本日、一日と決定致します。

### 日程第3 議事

議長 日程第3、議事に入ります。

議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請の件を上程致します。申請番号1及び2は申請者が同一人であり、関連がございますので、併せて説明を求めます。事務局お願い致します。

事務局 それでは、議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請は4件です。

申請番号1、2について説明を致します。1については、2ページ的位置図と4ページの写真を併せてご覧頂きたいと思えます。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××、地目は畑で、現況も畑です。面積は370㎡です。

譲渡人は●●●●、譲受人は●●●●です。

申請地は、県道〇〇号南の●●●●の西側に位置する第2種農地で、農振農用地内であります。

申請事由は、譲受人の農業経営の拡大。譲渡人より申請地を買上げ、野菜及び果樹の栽培を行う計画です。

現地調査の結果、申請地については現在耕作をされております。

続きまして、2については、2ページ的位置図と6ページの写真を併せてご覧頂きたいと思えます。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××外1筆、地目は田及び畑で、現況も同じです。面積は合わせて1,422㎡です。

貸人は、●●●●、借人は1と●●●●です。

申請地は、1番の農地の15mほど西になります。1番と同様第2種農地で、農振農用地内であります。

申請理由は、農業経営の拡大。貸人より使用貸借で農地を借り入れ、野菜及び果樹の栽培を行う計画であります。

現地調査では、5ページの写真のとおり現在耕作されている状態です。

ここで申請者の中西英孝につきましてですけれども、現在の〇〇地区に耕作している農地を588㎡所有し、栗の木の栽培をしております。中西

英孝ですが6ページに写真があります。現在、〇〇と〇〇にご覧のとおり  
の農地を所有しております。現在、耕作をしている状況であります。現  
在、所有している農地588㎡なんですけども、これと1番、2番の申請  
土地を合わせますと2,380㎡となり、2,000㎡の要件を達すると  
いうことになります。

1番の申請についての写真が4ページ。2番の申請についてが5ペー  
ジです。現在所有の農地については6ページに写真がありますので、ご  
覧頂きたいと思います。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 続きまして、地区担当委員の矢頭恵造委員から補足説明をお願い致し  
ます。

矢頭委員 先週、16日に事務局と会長と共に現地調査をしました。今、説明され  
たとおりでございますけれども、●●●●さん、退職してから農業経営を  
しているわけですが、いろいろ伺ったところ、鳥獣害の駆除等もい  
ろいろ頑張っておるようでして、畑の中に狸を捕獲する檻を設置したりと  
か、くくり縄の免許を取って、そういうことをしながら、一所懸命やっ  
ております。経営的にもちょっと欲しいということで隣接の土地を買って、  
それから、また、お兄さんの所有している土地を借地するというので、  
経営権を拡大するというのでございます。そういうようなことで、ご審  
議していただければありがたいと思います。

議長 はい、ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ただ今の説明について質疑のある方は挙手を願います。

では、質疑がないようですから、採決を致します。

本案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

ありがとうございます。全員賛成ですので、許可と決定致します。

議長 続きまして、申請番号3について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、申請番号3について説明致します。

7ページの位置図と 8ページの写真をご覧頂きたいと思います。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××。地目は畑で、現況も畑でありま

す。面積は957㎡です。

譲渡人は、●●●●、譲受人は●●●●及び妻の●●●●です。

申請地は、〇〇裏、〇〇の〇〇前に位置する第3種農地で農振農用地外です。

申請理由は、父親の●●●●さんが、共同名義人である子供夫婦に自分の持ち分を生前贈与し、現在同様野菜の栽培を続けるという計画であります。

現地調査の結果、8ページ写真のとおり現在耕作されている状態です。

また、共同名義で〇〇外に2, 913㎡を所有しており、9ページの写真がそれになるんですけども耕作をしている状態です。

以上、ご審議をよろしくお願いします。

議 長

はい、ありがとうございました。続きまして、これは、私の担当でありますので、私から説明を致します。

16日の木曜日に事務局と現地調査を実施しました。

申請地は〇〇北側のアパートの間のある畑ですが、現在、ネギ、枝豆、サツマイモ等何種類かの野菜が栽培されておりまして、管理もこの写真のとおり、しっかりされておりまして、また、自己所有地の〇〇地区にあります畑の方ですがここもしっかり整備されており、これは9ページ参照なんですけど、こういう状態で既に●●●●さんは90歳にめされて、その息子さんの●●●●さんと奥さんで経験数も既に28年とか20年以上の実績をもって現実にはやっつけるところであります。

従いまして、何ら問題はないと思いますが皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。

議 長

質疑のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか。では、質疑はないようですから採決を致します。

本案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長

続きまして、申請番号4について、事務局に説明を求めます。

事務局        それでは、申請番号4ですけど、10ページの位置図と11ページの写真をご覧頂きたいと思います。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇××外2筆になります。地目は田および畑で、現況は田です。面積は合わせて1,088㎡です。

申請者は、●●●●。これは競売物件になります。

申請地は、国道〇〇号の北50mに位置する第2種農地で農振農用地です。

申請理由は、農業経営の拡大ですが、この案件につきましては、平成26年の競売買受適格証明を受けた後、27年にこの物件を落札し支払いも済んでおりましたが、その後、農地法3条の許可を改めて出すことを知らずに、現在仮登記という状態になっていた物件です。ここで改めて許可申請をし、農地の取得を登記上もしたいということで改めての許可申請となりました。

現地調査の結果は、11ページの写真のとおり、現在、田として耕作されている状態です。

以上、審議をよろしく申し上げます。

議長        続きまして、地区担当ですが、小林良次委員の担当地区になりますので、小林良次委員お願い致します。

小林委員        はい、説明します。過日、16日に事務局と会長と現地調査を致しました。●●●●さんは、〇〇の出身でお嫁に行ったんですけど、嫁ぎ先の旦那さんが農業を一生懸命やるもんで、この土地を競売で落としました。写真を見てもらいたいと思います。××の土地の写真がありますね。その東側のブルーシートが掛かっている方もトラクターを置いて、田んぼを耕作しているようで、農業には熱心に取り組んでいるようですので、許可についてよろしくお願ひしたいと思います。今、川の西側の田んぼの方にもトラクター1台を持ってまして、トラクターのほか田植え機、脱穀機等一式全部揃えて、農業に励んでおりますので、許可よろしくお願ひします。

議長        はい、ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただ今の説明について、質疑のある方は挙手

を願います。

ございませんか。質疑がないようですから採決を致します。本案件に賛成の方は挙手をお願い致します。

ありがとうございました。全員賛成ですので、許可と決定致します。

議長 続きまして、議案第34号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項の規定による許可申請は3件です。

申請番号1について説明します。13ページの地図と14ページの写真を併せてご覧頂きたいと思います。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××、地目は畑で面積は95㎡です。

譲渡人は、●●●●、譲受人は、●●●●です。

申請地は、国道20号から〇〇入口に入り200mに位置する第3種農地で、農振農用地外です。隣接する耕作者はございません。

転用目的は、●●●●の駐車場です。

申請理由は、譲渡人より農地を買い上げ造成し駐車場とする計画ですが、すでに平成××年に造成され、追認による申請となります。●●●●より始末書が出されておりますので、その辺の経緯を読み上げたいと思います。

始末書。上記土地は、登記簿上畑であり、中央線に隣接している関係で平成12年頃よりJRの耐震工事の為、JRの工事会社が掘削を行い平地として資材置場として利用しておりました。その時は公共事業を行うために賃貸するので農地のことも考えず安易に賃貸致しました。

その後、JRの工事会社により本件の土地の返還を受ける際に、今般の譲受人●●●●より賃貸の申し込みがあり、畑に復元をする予定でしたが、賃職人の意向で駐車場として利用するためにアスファルト舗装をして頂き、土地の返還を受け、その後、別紙「駐車場賃貸借契約書」記載賃貸借契約を締結して本年9月末日まで賃貸借を継続しておりました。

今後、農地法第5条の許可申請を行うに際し、ここに深く謝罪致しますので、寛大なるご処分をお願い致します。

ということで、始末書が出ております。以上ですが、ご審議をよろしくお願い致します。

議 長 続きます、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。4番佐藤総明委員お願い致します。

佐藤委員 はい、16日に事務局と志村会長と私と4人で現地調査をしてみました。既に土地はアスファルト舗装されていて、13、4台ぐらいが止まるような区画になっております。状況は事務局が説明したとおりでございます。許可相当と思いますが委員の皆様の審議よろしくお願い致します。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。ただ今の説明に対して質疑がある方は挙手を願います。

**【異議なしの声】**

異議なしの声がありますが、ないようですから採決を致します。本案件について賛成の方は挙手を願います。

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議 長 続きます、申請番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局 15ページの地図と 16ページの写真を併せてご覧頂きたいと思えます。申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××、地目は畑で面積は52㎡です。

譲渡人は、●●●●、譲受人は、●●●●です。

申請地は、国道××号から〇〇の北に入り200mに位置する第3種農地で、農振農用地外です。隣接する耕作者は譲渡人本人ということになります。

転用目的は、宅地です。

申請理由は、進入路と宅地の交換ですが、すでに家が建っており追認となりますので、ここでも始末書を読み上げたいと思えます。

始末書。上記土地は登記簿上畑となっておりますが、別紙土地交換契約書のとおり交換し、現在はそれぞれ自己の使用の用に供しております。

本来なら農地転用許可を得た上で転用すべきではありますが、遅ればせながら今般農地法第5条の申請をするに当たりここに深く謝罪し、今後このようなことがないように確約致しますので、寛大なるご処分をお願い致します。

以上、ご審議をお願い致します。

議長 長 では、続きまして、地区担当委員補足説明をお願い致します。7番梶原勝委員をお願いします。

梶原委員 はい、補足説明を致します。11月の16日に会長、事務局と一緒に現地調査を致しました。

敷地内に申請の土地がかかっていたので、後日、当事者に経緯について、聞き取り調査を致しました。

譲受人●●●●は、義理の父、●●●●さんが昭和××年に宅地を購入し、家を建てて住んでいましたが、平成××年に亡くなり、夫●●●●さんがその土地を平成××年に相続し、既に前の所有者、譲渡人●●●●さんとの間で交換契約を締結し、それぞれ交換により取得した土地、××の引き渡しを受けていると思い平成××年4月に前あった家を取り壊し、住宅を新しく建築致しましたが、交換条件になっている●●●●さん所有の××、52㎡の土地を農地転用許可を得た上で、交換すべきでありましたが、そのままになっていたことが平成××年×月に行われた国土調査、地籍調査により判明されました。その後、夫が体調を崩され入退院を繰り返し、平成××年に亡くなり、妻●●●●さんが相続しています。

以上、経過説明ですが、現時点で既に敷地内に土地が入っていますことをご理解頂き、寛大なる処置をよろしくをお願いします。以上です。

議長 長 はい、ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますただ今の説明に対し質疑のある方は挙手をお願いします。

**【異議なしの声】**

質疑がないようですから、採決を致します。本案件について賛成の方は挙手をお願い致します。

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 長 次に申請番号3について、事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号3について説明します。

17ページの地図と18ページの写真をご覧頂きたいと思います。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××、地目は畑で面積は214㎡です。

賃貸人は、●●●●、賃借人は、●●●●です。

申請地は、〇〇のバス停から300mに位置する第2種農地で、農振農用地外です。北側に隣接する農地がありますが、所有者が死亡しており、現在耕作はされておられません。

転用目的は、駐車場及び資材置場です。

申請理由は、申請地に5台の駐車をするスペースを作り資材を置く計画ですが、すでに駐車場として使用しており、こちらの方も追認の申請地となります。始末書が出ておりますので、その経緯等を読み上げます。

始末書。この度、農地法第5条にかかる転用許可申請をお願い致しました。本件申請土地は私が昭和××年に自己住宅建築のために持分で購入した土地であります。その後、昭和××年に他の共有者からすべてを譲受しましたが、私の仕事の都合で神奈川県に住まいを置くことになりました。利用目的がなくなってしまい、私も遠方だったため耕作はできない状況でした。当時、私は農地法許可を取得している認識でいましたので駐車場で貸しても差し支えないと判断し、昭和××年ごろから近所の●●●●氏に従業員駐車場として貸し、現在に至っております。

約40年もの期間、駐車場として賃貸借する内容の農地法許可の手続きを怠ってしまい誠に申し訳ございません。

つきましては、本件申請が許可された後は、許可条件等に沿うよう手続きを致しますので、何卒ご寛大なるご処分により許可を賜りたく本書をもってお願い申し上げます。

ということで、始末書が出ております。以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議長 続きまして、担当地区委員、現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。11番米山義一委員お願い致します。

米山委員 はい、それでは説明させていただきます。

先日、事務局、会長、私で現地を調査・確認してまいりました。先ほど事務局より始末書の説明がありましたように××年前から既に駐車場と資材置場ということで使用しておりました。今回、改めてここへ申請して、皆さんの許可を得たいということで、皆さんご審議の程よろしくお願

ます。

議長 はい、ありがとうございました。ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。

ございませんか。それでは、質疑がないようですから、採決を致します。賛成の方は挙手をお願い致します。

はい、ありがとうございます。全員とはいきませんが、許可相当と決定致します。

議長 次に議案第35号、非農地証明交付の件を上程致します。事務局説明の前に、本申請は農業委員の●●●●が申請人でありますので、本案件の審議が終了するまでの間、●●●●委員には席をはずして頂きたいと思いません。

それでは、議案第35号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案第35号、転用証明交付申請は、1件です。

20ページの位置図と、21ページの写真をご覧ください。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇×××外1筆、地目は畑で、面積は177㎡です。

申請者は、●●●●です。

申請地は、国道××号沿い、〇〇の北に位置する第2種農地で農振農用地外です。

申請理由は、昭和××年ころまで桑畑であったが、その後養蚕業の衰退により山林化したため、非農地の証明を求めるものです。

現地確認の結果、写真のとおりスギなどの木が自然に生えている状態でした。

ご審議をお願いしたいんですが、この非農地証明というのは、初めての方もいらっしゃるのですが、ちょっと説明しますが、非農地の条件というのは非人為的に自然に木が生えて××年以上の成木になって山林化している状態の場合に出されるものです。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ただ今の説明に対し、質疑のある方は挙手をお願い致します。

質疑がないようですから、採決を致します。本案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

はい、ありがとうございました。全員賛成ですので許可と決定致します。

#### 日程第4 報告事項

議長 次に日程第4、報告事項を議題と致します。●●●●委員にはお戻り頂きました。それでは、事務局に報告を求めます。

事務局 それでは、転用確認証明の発行について、報告致します。

平成29年10月11日～11月10日までの転用確認の申請は2件でした。

番号1、〇〇町〇〇字〇〇×××、申請者は、●●●●。転用目的は、個人住宅です。

番号2、〇〇町〇〇字〇〇×××、申請者は●●●●。転用目的は資材置場です。

両者とも、23.24ページの現場の写真のとおり確認しまして、証明書を発行しております。

以上、報告致しました。

#### 日程第5 その他

議長 ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、質疑がございますか。

ないようですので、日程第5、その他を議題と致します。事務局から何かございますか。

事務局より

農業委員会だより編集委員会について

例年、4月号広報に農業委員会だよりを作り、市内世帯に配布しています。この発行については、編集委員会を組織し、事務局でたたき台を用意、編集委員に原稿を書いていた形で進めております。

例年、会長を委員長に各地区より1名ずつという形です。今年度から推進委員が加わりましたので、推進委員の方にも入っていただきたいと思います。

選考ですが、会長と代理に入ってください、推進委員3名、農業委員3名の8名でと思

います。

地区割りを

笹子、初狩、真木、賑岡
大月、猿橋、七保
瀬戸、富浜、梁川

でいかがでしょうか

以上です。

※協議の結果、以下のとおり決定した。

農業委員会だより編集委員会

委員長 志村喜光委員

副委員長 小林良次委員 古田政義推進委員

委員 米山義一委員 志村孝正推進委員

小俣民男委員 長田 洋推進委員

山田政文委員

議長 事務局より諸連絡がありましたが、委員の皆様から何かございますか。

ないようですから、本日の日程は全て終了致しました。議事進行にご協力ありがとうございました。

職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。

平成29年第11回大月市農業委員会総会をこれもちまして終了と致します。ありがとうございました。